

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東舞鶴郵便局	京都府舞鶴市宇浜760-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	峰山郵便局	京都府京丹後市峰山町上13-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	竹野郵便局	兵庫県豊岡市竹野町竹野405	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	香住郵便局	兵庫県美方郡香美町香住区香住105	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大屋郵便局	兵庫県養父市大屋町加保684-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	灘郵便局	兵庫県神戸市灘区大石東町3丁目2番8号	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月1日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	本梅郵便局	京都府亀岡市本梅町井手下早田11-9	輸送施設の使用停止処分(42日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	野田川郵便局	京都府与謝郡与謝野町三河内平床735-5	輸送施設の使用停止処分(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	澁郵便局	奈良県吉野郡十津川村神下389-2	輸送施設の使用停止処分(85日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大宇陀郵便局	奈良県宇陀市大宇陀拾生875-3	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	米原郵便局	滋賀県米原市下多良一丁目130	輸送施設の使用停止処分(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	木之本郵便局	滋賀県長浜市木之本町木之本1950-1	輸送施設の使用停止処分(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三木吉川郵便局	兵庫県三木市吉川町大沢175-1	輸送施設の使用停止処分(32日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐野郵便局	兵庫県淡路市佐野1655-5	輸送施設の使用停止処分(25日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	杉原谷郵便局	兵庫県多可郡多可町加美区丹治500-14	輸送施設の使用停止処分(82日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	太子郵便局	兵庫県揖保郡太子町鶴1390-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月8日	株式会社アライ商会(法人番号1140001084093)代表者 新井 一由	兵庫県宝塚市弥生町4番1号	本社営業所	兵庫県宝塚市弥生町4番1号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和7年1月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和8年1月13日	株式会社ハヤシ建工(法人番号5140001054811)代表者 林 日出男	大阪府大阪市福島区福島一丁目1番12号リバーレジデンス堂島403	尼崎支店営業所	兵庫県尼崎市道意町一丁目2番の11	輸送施設の使用停止処分(35日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和7年2月21日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点検整備違反【3月点検整備の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)報告義務違反【未報告】(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	五條郵便局	奈良県五條市須恵3-8-30	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	辻堂郵便局	奈良県五條市大塔町辻堂37	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上野地郵便局	奈良県吉野郡十津川村上野地282-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	仮屋郵便局	兵庫県淡路市久留麻1916-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	家島郵便局	兵庫県姫路市家島町真浦2139	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	緑郵便局	兵庫県南あわじ市広田広田373-10	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	広谷郵便局	兵庫県養父市広谷古町241-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和東郵便局	京都府相楽郡和東町釜塚上切14	輸送施設の使用停止処分(24日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	柳生郵便局	奈良県奈良市柳生下町238	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	天の川郵便局	奈良県吉野郡天川村沢谷116-1	輸送施設の使用停止処分(36日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊郷郵便局	滋賀県犬上郡豊郷町石畑204-2	輸送施設の使用停止処分(138日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月14日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中津郵便局	和歌山県日高郡日高川町船津277	輸送施設の使用停止処分(47日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明神郵便局	和歌山県東牟婁郡古座川町明神148	輸送施設の使用停止処分(27日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千種郵便局	兵庫県泉粟市千種町千草31-2	輸送施設の使用停止処分(27日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明石西郵便局	兵庫県明石市魚住町錦が丘4丁目2番22号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	青垣郵便局	兵庫県丹波市青垣町佐治626の2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岩屋郵便局	兵庫県淡路市岩屋21-3	輸送施設の使用停止処分(27日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	折立郵便局	奈良県吉野郡十津川村折立260-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	風屋郵便局	奈良県吉野郡十津川村風屋680-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小原郵便局	奈良県吉野郡十津川村武蔵30-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新井郵便局	兵庫県朝来市新井67-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	生野郵便局	兵庫県朝来市生野町口銀谷504-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福崎郵便局	兵庫県神崎郡福崎町南田原3117-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福住郵便局	兵庫県丹波篠山市福住350-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	郷ノ口郵便局	京都府綴喜郡宇治田原町郷ノ口本町16-2	輸送施設の使用停止処分(126日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	夜久野郵便局	京都府福知山市夜久野町額田新柰1289-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	室生郵便局	奈良県宇陀市室生1323-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	多賀郵便局	滋賀県犬上郡多賀町多賀1441-7	輸送施設の使用停止処分(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月2日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	愛知川郵便局	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1311	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山東郵便局	和歌山県和歌山市伊太祈曽101-1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湊郵便局	兵庫県南あわじ市湊979-7	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月30日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	播磨新宮郵便局	兵庫県たつの市新宮町新宮1065	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三日月郵便局	兵庫県佐用郡佐用町三日月1245-2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月21日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	神崎郵便局	兵庫県神崎郡神河町粟賀町577-3	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月26日	有限会社吉川運送(法人番号4140002069553)代表者吉川 誠	兵庫県淡路市岩屋3000-75	本社	兵庫県淡路市岩屋3000-75	輸送施設の使用停止処分(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和7年2月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【3月点検整備の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導および運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(10)報告義務違反【未報告】(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	古市郵便局	兵庫県丹波篠山市不來坂三十代ノ坪4-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西紀郵便局	兵庫県丹波篠山市宮田231-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岩ヶ鼻郵便局	京都府宮津市岩ヶ鼻46-1	輸送施設の使用停止処分(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日吉郵便局	京都府南丹市日吉町保野田市野6-8	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久美浜郵便局	京都府京丹後市久美浜町860-3	輸送施設の使用停止処分(92日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高月郵便局	滋賀県長浜市高月町1176	輸送施設の使用停止処分(45日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富貴郵便局	和歌山県伊都郡高野町西富貴156-2	輸送施設の使用停止処分(22日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便近株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三尾川郵便局	和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川732	輸送施設の使用停止処分(28日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐津郵便局	兵庫県美方郡香美町香住区無南垣宝ノ実249	輸送施設の使用停止処分(25日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	淡河郵便局	兵庫県神戸市北区淡河町淡河4-1	輸送施設の使用停止処分(49日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月1日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八田郵便局	兵庫県美方郡新温泉町千谷204-1	輸送施設の使用停止処分(49日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	有野郵便局	兵庫県神戸市北区藤原台北町6丁目19	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)(3)点呼記録の記載事項等の不備、点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		